

お客様各位



保険料控除証明書についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

少額短期保険会社の取り扱う保険商品につきましては、所得税法上の保険料控除の対象外となります。つきましては、保険料控除証明書の発行は致しかねますことを、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。

また、本件に関するご質問等がございましたら、下記お問い合わせ先にて承ります。

■富士少額短期保険株式会社 事務課

フリーダイヤル : 0120-888-701

(祝日を除く平日 9時 ~ 17時半)

E-mail : info@fujishotan.co.jp